

議案第 15 号

狭山市駅西口第 2 自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市駅西口第 2 自転車駐車場

2 指定管理者として指定するもの

東京都渋谷区渋谷 3 丁目 6 番 6 号渋谷パークビル 2 F

株式会社駐車場総合研究所

代表取締役 社長執行役員 柳 瀬 聰

3 指定の期間

平成 24 年 7 月 18 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

平成 24 年 2 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市駅西口第 2 自転車駐車場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。